

【第6回】「最新民法改正情報」

水谷 秀志 陸自75

はじめに

民法は日本人の意識の変化に合わせながら少しずつ改正がなされております。

約38年ぶりに改正された民法の不具合を実生活に合わせた最新民法改正情報をお届けします。

1 相続人以外の者に対する貢献への配慮について

今までの法律では相続財産を貰える人は相続人と定められていました。介護を全行ついでない相続人も相続財産を貰えることになりました。そこで民法は平成30年に民法第1050条を新設して血縁関係のない長男の嫁が長い間、義父の介護を献身的に尽くして見送った場合に長男の嫁は相続人に対して貢献相当額の金銭請求が行える条文を追加しました。

2 配偶者居住権の保護について

配偶者の一方が死亡した場合、死亡した配偶者が所有する遺産に属す

る建物に所有権の無い配偶者が居住を続けられない法律上の不都合が発生します。

配偶者の経済的・精神的負担を考慮し、遺産分割が終了するまでの間、無償で居住できる「配偶者短期居住権」や「終身又は一定期間」配偶者にその建物の使用を認める制度です。

3 遺産分割等に関する見直し

(1) 婚姻期間が20年以上の夫婦に限り特例として一度だけ一方が他方に対し居住用不動産を贈与することが出来ますが、被相続人の死亡に伴う遺産分割では相続財産が持ち戻しとなり課税の対象となります。配偶者の長年にわたる貢献に報いるとともに老後の安定した生活保障のために、被相続人が贈与をした時点で持ち戻しの免除の意思表示があつたものとして扱い非課税とする制度です。

(2) 被相続人の死亡により遺産分割を行う前に、葬儀費用などの資金需要が発生しても相続人単独では被相続人名義の預貯金の払い戻しが出来ません。その場合に遺産分割の公平性を図りつつ、預貯金債権に限り家庭裁判所の遺産仮分割の仮処分要件緩和や一定割合であれば家庭裁判所の判断を受けずに金融機関の窓口

で支払いを受けることができる制度です。

4 遺言制度の見直し

自筆証書遺言の作成は全文をボールペンや万年筆などの改ざんの恐れのない方式での作成が要求されパソコンでの作成が認められておりませんでした。更に発見した遺言書は開封することなく家庭裁判所へ持ち込んで裁判官による検認の手続きが必要でした。見直しでは、本文は現行のまま自筆とし、複雑な財産目録をパソコンで作成することや財産の詳細を証明する金融機関の通帳のコピーや不動産の詳細を証明する登記簿謄本などの添付ができるようになりました。

また、自筆証書遺言は人知れず作成することから、遺言書の所在や紛失及び悪意を持った相続人による改ざんや隠匿の恐れがありました。遺言者が所轄の法務局へ自筆証書遺言書を持ち込み申請することで保管が出来るようになりました。更に、裁判官の検印の必要がなくなりました。

また、遺言者の死亡により相続人等は遺言書の閲覧ができるとともに遺言書情報証明書の発行が受けられ

るようになりました。しかし、遺言書の作成に当たって法務局へ遺言内容の相談ができないことや遺言書であることは認めても遺言書に書かれている内容などの有効性は認めませんので注意が必要です。

5 遺留分制度の見直し

遺留分とは、一定の法定相続人に認められる最低限の財産の取得分ですが、遺言などで遺留分を侵害された者は、被相続人から法定相続分より多くの遺産を贈与や贈与を受けた者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の要求が出来るようになりました。また、遺贈や贈与を受けた者が金銭を直ちに準備できない場合には、裁判所に対し、支払期限の猶予を求めることも出来るようになりました。

6 その他

女性の離婚後6カ月の再婚禁止期間の短縮や非嫡出子の相続分が嫡出子と同等になるなど現実的な民法の改正が行われております。

これらの法律はそれぞれ異なった時期に改正されていますので、新聞の社会面やテレビなどに注意して下さい。されは幸甚です。